

「安心保障付団信（団体信用介護保障保険）」に  
ご加入中のお客さま各位

株式会社 SBI 新生銀行

### 団体信用介護保障保険 引受保険会社変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、お客さまにおかれましては、当行との住宅ローン契約に関して、「安心保障付団信（団体信用介護保障保険）」（以下、「安心保障付団信」といいます）にご加入いただいております。

当行では、下記のとおり、2024年3月1日（以下、変更予定日）をもって「安心保障付団信」の引受保険会社をSBI生命保険株式会社に変更いたします。

変更内容及び変更に伴うご案内事項は下記のとおりですが、これまでの保障内容に変更はなく、お客さまに不利益が生じることはございません。

お客様のご理解をお願い申し上げますとともに、今後とも末永いご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、すでに住宅ローンを完済された、あるいは団体信用生命保険契約から脱退されたにも関わらず、お手続きと行き違いで本状がお手元に届いた場合にはご容赦ください。

#### 記

##### 1. 変更内容

引受保険会社	・「安心保障付団信」の引受保険会社を、太陽生命保険株式会社からSBI生命保険株式会社に変更いたします。
ご留意事項	・ <u>お客さまのこれまでの保障内容に変更はありません。</u> ・保険契約者兼保険金受取人は引き続き当行となります。 ・変更前保険商品加入時に提出された告知書等に記載の個人情報は、変更後の引受保険会社との間で相互提供させていただき、「安心保障付団信」の保険契約の引受・継続管理、保険金の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務、保証業務のために利用します。

##### 2. 変更に伴うご案内事項

- ・お客さまに改めて申込書や告知書・診断書等をご提出していただく必要はありません。
- ・追加の費用をご負担いただく必要はありません。
- ・ご不明な点がある場合は、以下のご相談窓口までご連絡ください。

[お問い合わせ先]

株式会社 SBI 新生銀行

パワーコール<住宅ローン専用> 0120-456-236

受付時間：平日：9時～17時

以上

## 別紙 引受保険会社変更に関する Q&A

Q1: 引受保険会社変更に際して、改めて団体信用介護保障保険の申込手続きは必要ですか？

A1: 特に必要ございません。

Q2: 保険責任開始日が変更になるのでしょうか？

A2: 変更ありません。住宅ローンのお借入日が責任開始日となります。引受保険会社変更予定日（2024年3月1日）より前に支払事由が発生した保険事故も引き続き保険金等を請求できます。

Q3: なぜ引受保険会社変更をするのですか？

A3: SBI グループとしてグループシナジーを發揮し、今後もお客さま本位のより良い商品・サービスを提供していくため、グループ生命保険会社へ変更いたします。

Q4: 新しい引受保険会社である SBI 生命はどのような会社でしょうか？

A4: 1990年に設立された、当行と同じSBI グループに所属する生命保険会社です。

(<https://www.sbilife.co.jp/>)

Q5: 引受保険会社変更に伴い、新たな団体信用介護保障保険は、生命保険料控除の対象となりますか？

A5: 申し訳ございません。従来と同様に生命保険料控除の対象外となります。

Q6: 引受保険会社変更に伴い、保険証券は新たに発行されますか？

A6: 団体信用介護保障保険につきましては、従来と同様に保険証券の交付はございません。

Q7: 引受保険会社変更に伴い、新たな「被保険者のしおり」はどちらで確認できますか？

A7: ペーパーレスを推奨していますので当行 WEB ページ掲載の PDF ファイルをご覧ください。

Q8: 自分の加入している団体信用生命保険の保障プランを確認できるのでしょうか？

A8: 住宅ローンご契約時の金銭消費貸借契約証書または覚書にてご確認いただけます。

必ずお読みください

# 団体信用介護保障保険 被保険者のしおり

## 目 次

契約概要

1. 商品のしくみ ..... (P2)
2. 保険金が支払われる場合 ..... (P3)
3. 脱退による返戻金について ..... (P4)
4. 引受保険会社 ..... (P4)

注意喚起情報

1. 責任開始日について ..... (P5)
2. 保険金が支払われない場合 ..... (P5)
3. 介護保険金のお支払制限について ..... (P6)
4. お申込みの撤回等に関する事項 ..... (P6)
5. 生命保険契約者保護機構 ..... (P6)
6. 照会・相談窓口 ..... (P7)
7. 保険金の支払いに関するお手続き等の留意事項 ..... (P7)

その他

- 個人情報の取り扱いについて ..... (P8)

- 裏面以降も必ずお読みください -

# 契 約 概 要

## 1. 商品のしくみ

### (1) 保険商品の名称

「団体信用介護保障保険」

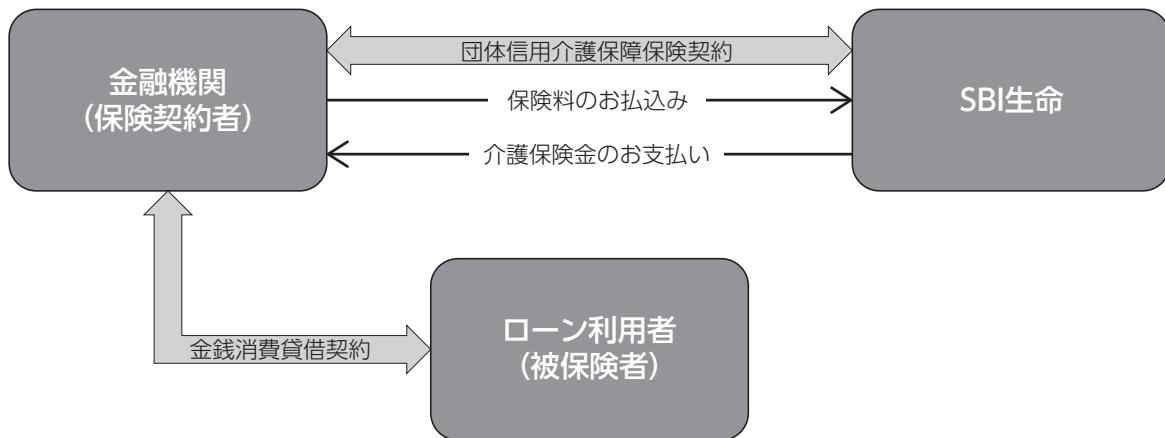
### (2) 保険商品の特徴

- ・この団体信用介護保障保険契約は、銀行等の金融機関を保険契約者、金融機関からローンをお借入れになるお客さまを被保険者とし、被保険者が債務返済期間中に所定の要介護状態に該当した場合に支払われる保険金を債務の返済に充当することで、被保険者の生計の安定を図るための団体保険です。
- ・保険料は金融機関が負担します。

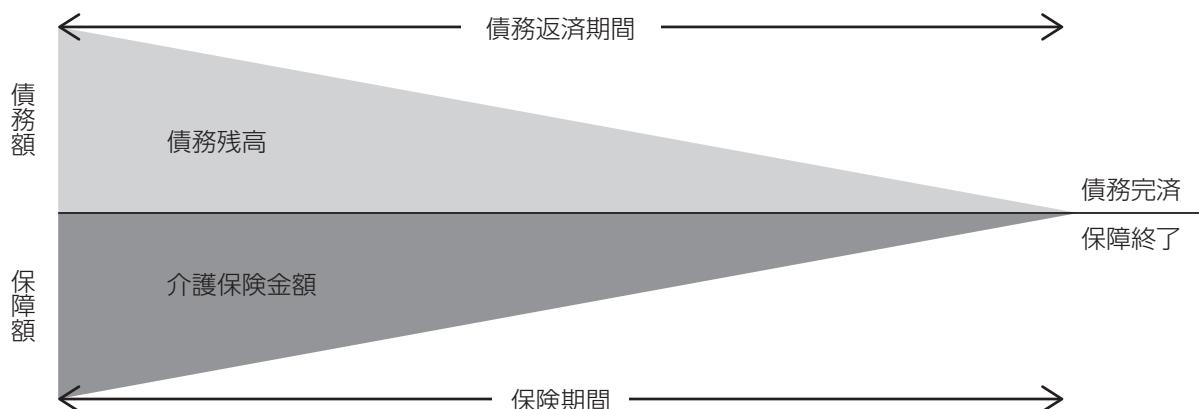
### (3) 保障プラン

保障プラン	主契約
介護団信	団体信用介護保障保険

### (4) 「団体信用介護保障保険」 契約関係のイメージ



### (5) 「団体信用介護保障保険」 のしくみ図



介護保険金額は債務残高（未償還元本残高）に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（遞減）いたします。  
加入可能年齢につきましては、保険契約者にご確認ください。

## (6) 保険期間

- ・債務返済期間と同一期間です。ただし、以下のいずれかに該当した場合、この保険の保障は消滅します。
- ①ローンの終了（債務の完済、期限の利益の喪失により直ちに債務の全額返済を求められたとき、ローンの無効・取消または解除のとき等）
- ②所定の年齢になったとき
- ③介護保険金が支払われた場合

## 2. 保険金が支払われる場合

### 団体信用介護保障保険

名称	保険金をお支払いする場合（支払事由）	お支払い金額	お受取人
介護保険金	<p>被保険者が責任開始日以後に生じた傷害または疾病により、保険期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <p>○別表に定める要介護状態に該当し、該当した日から起算してその状態が 180 日継続していると医師に診断確定されたとき</p> <p>○公的介護保険制度により、要介護 3 以上に該当していると認定されたとき</p> <p>※保険金の受取人は、保険契約者であり、被保険者は受取人を指定することはできません。</p>	保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額	金融機関

1. 別表に定める要介護状態とは、つぎの(1)から(3)のいずれかに該当した場合をいいます。

(1)下表の項目（1～5）のうち 1 項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の 1 項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき

(2)下表の項目（1～5）のうち 3 項目が一部介助の状態に該当したとき

(3)器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

項目		状態	
1	歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか	(1)全部介助 (2)一部介助 (3)ほぼ自立 (4)自立	介助がなければ自分ではまったくできない。 何かにつかまつても、誰かに支えてもらつても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 補装具等を使用しても介助がなければ困難 補装具等を使用すれば自分でできる。 自分でできる。
2	衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。 収納場所からの出し入れ等は含みません。	(1)全部介助 (2)一部介助 (3)ほぼ自立 (4)自立	介助がなければ自分ではまったくできない。 衣服を工夫しても介助がなければ困難 衣服を工夫すれば自分でできる。 補装具等を使用している場合を含みます。 自分でできる。
3	入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	(1)全部介助 (2)一部介助 (3)ほぼ自立 (4)自立	介助がなければ自分ではまったくできない。 浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 浴槽などを工夫すれば自分でできる。 補装具等を使用している場合を含みます。 自分でできる。
4	食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。	(1)全部介助 (2)一部介助 (3)ほぼ自立 (4)自立	介助がなければ自分ではまったくできない。 スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難 切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 食器・食物等を工夫すれば自分でできる。 補装具等を使用している場合を含みます。 自分でできる。

5 排泄 排泄および排泄後の後始 末ができるかどうか。トイ レへの移動や衣服の着脱 等は含みません。	(1)全部介助	介助がなければ自分ではまったくできない。 排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。
	(2)一部介助	特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難
	(3)ほぼ自立	特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。
	(4)自立	自分でできる。

●「器質性認知症と診断確定されたとき」とは、つぎの①および②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

①脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

②正常に成熟した脳が、前①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

●「意識障害」とは、通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応するとのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

●「見当識障害」とは、つぎの①～③のいずれかに該当する場合をいいます。

①時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

②場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

③人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。

## 2. 公的介護保険制度とは

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく介護保険制度をいいます。

## 3. 要介護3以上とは

「要介護3以上」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

## 4. 法令等の改正に伴う契約条項等の変更

公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、保障内容等を変更することができます。

## 3. 脱退による返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

## 4. 引受保険会社

SBI生命保険株式会社

〒106-6016

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

(ご照会窓口) 団体信用生命保険サポートデスク ☎0120-272-350

受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00 土日・祝日 10:00～17:00 (年末年始を除く)

\*携帯電話・公衆電話からもご利用いただけます。

# 注 意 喚 起 情 報

## 1. 責任開始日について

- ・保険会社が「申込書兼告知書」によりご加入を承諾した場合、融資実行日（ただし、すでに融資を受けている債務者が加入申込みを行う場合には加入承諾日）から保険契約上の責任を負います。
- ・保険会社の職員（コールセンター担当者等）・金融機関の職員等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

## 2. 保険金が支払われない場合

**つぎのような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。**

- 告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- 責任開始日前の傷害または疾病により、所定の要介護状態になった場合\*（その傷害や疾病について告知していただいている場合でも同様です）
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合
- 保険契約者、被保険者または受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致した場合や暴力団関係者、他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合
- 保険金等の免責事由に該当した場合

**〈団体信用介護保障保険〉**

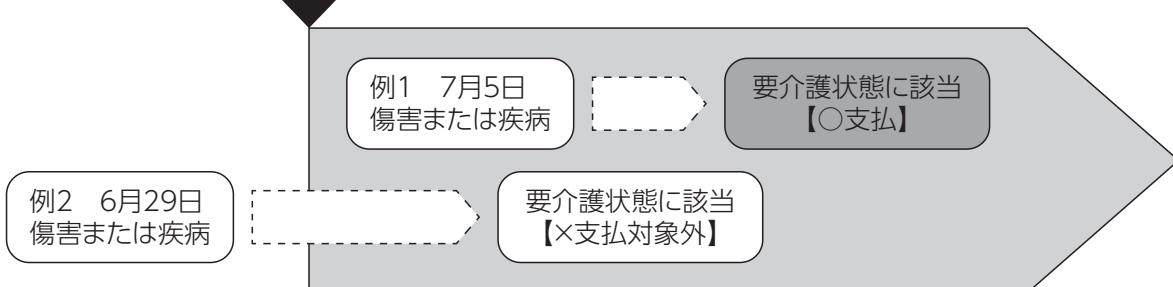
名称	免責事由
介護保険金	①被保険者の故意 ②保険契約者の故意 ③保険金受取人の故意 ④被保険者の薬物依存 ⑤戦争その他の変乱（注） （注）その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

\*責任開始日前の傷害または疾病により、所定の要介護状態になった場合

介護保険金のお支払いは、要介護状態の原因となる傷病等が責任開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷病が責任開始日前より生じていた場合は、その傷病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払いの対象とはなりません。

〈具体例〉

責任開始日 7月3日



### 3. 介護保険金のお支払制限について

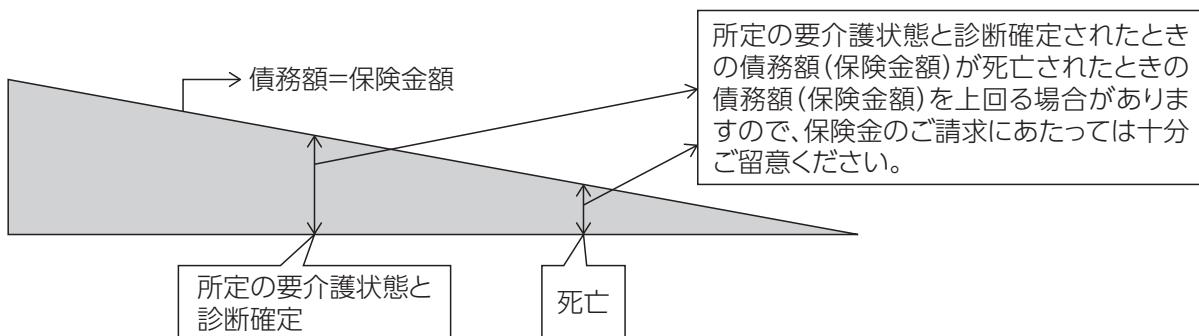
介護保険金の支払事由に該当し介護保険金が支払われた後、保障が消滅する場合

○お支払事由に該当し介護保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。

○別途ご加入の団体信用生命保険契約により高度障害保険金が支払われた場合には、債務残高がなくなるため、介護保険金を重複してお支払いしません。また、同団体信用生命保険契約により死亡保険金が支払われた場合には、債務残高がなくなるため、その後、介護保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

☆団体信用生命保険契約および団体信用介護保障保険契約にご加入の場合のご留意点

死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金のうちいずれか一つの保険金が支払われた場合、その被保険者についての保障は終了し、以後保険金受取人から他の保険金の支払請求がなされても、他の保険金は支払われません。該当の保険契約により支払われる保険金額は、請求された保険金のお支払事由に被保険者が該当されたときの債務額を基準に定まりますので、請求される保険金の種類により支払われる保険金額が異なる場合があります。十分ご留意ください。



### 4. お申込みの撤回等に関する事項

- この商品は金融機関等が保険契約者となる団体保険契約のため、お申込みの撤回または保険契約の解除（クーリングオフ）の適用対象とはなりません。

### 5. 生命保険契約者保護機構

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。
- 保険会社が経営破綻に陥った場合、保険金等のお支払いが一定期間凍結されたり、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。
- SBI生命保険株式会社は、生命保険契約者保護機構の会員であり、経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 6. 照会・相談窓口

### ■ 保障内容についてご不明な点、ご請求などに関するご照会

SBI生命保険株式会社 団体信用生命保険サポートデスク

0120-272-350

\*携帯電話・公衆電話からもご利用いただけます。

受付時間 月曜～金曜 9：00～18：00 土日・祝日 10：00～17：00

(年末年始を除く)

### ■ 生命保険協会における「生命保険相談所」について

- ・この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ・(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)
- ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会が設けられ、契約者等の正当な利益の保護が図られています。

## 7. 保険金の支払いに関するお手続き等の留意事項

### (1) 保険金のご請求方法

- ・被保険者の方が保険金の支払事由に該当されたときだけでなく、お支払いの可能性があると思われるとき、ご不明な点が生じたときについても、すみやかに金融機関までご連絡をお願いします。保険の内容についてご家族の方々にもあらかじめご説明ください。ご連絡が遅れた場合、または、金融機関へのローン返済が遅延している場合には、一部利息等のお支払いがされないことがあります。
- ・金融機関から保険金の支払事由発生の報告を受けた場合、保険会社から金融機関に対してローン契約の内容を確認させていただきます。また、保険会社もしくは保険会社の委託した調査機関により支払事由報告内容の確認をさせていただく場合があります。確認させていただく内容は、保険金のお支払いを迅速かつ確実に行うという目的以外には用いません。

### (2) 保険金の請求必要書類

- ・場合により、下記以外の書類をご提出いただくことや、下記の書類を省略させていただくこともあります。書類の取得に際しての費用は被保険者負担となります。

〈介護保険金の支払事由に該当したとき〉

- ①介護保険金支払請求書(金融機関が提出します)
- ②保険会社所定の医師の診断書
- ③介護保険被保険者証の写し(公的介護保険制度による要介護3以上に該当したと認定された場合のみ)
- ④保険会社所定の事故状況報告書(交通事故の場合、交通事故証明書)

### (3) 時効

- ・保険金その他この保険契約に基づく諸支払金を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

## 個人情報の取り扱いについて

### (1) 個人情報の取得について

「契約申込書兼告知書兼同意書」に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、借入金額・期間等の他、保健医療等の機微（センシティブ）情報を含みます。以下、「個人情報」といいます）は、当該書面に記載の保険契約者である金融機関等（以下、「保険契約者」といいます）が取得し、保険契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）に提供いたします。保険契約者から提出をお願いした医師の「健康診断結果証明書」や「診断書」等の書類に記載の個人情報も同様です。なお、保険会社は、これら書類を作成した医療機関等に対して当該書面の記載内容に関して質問し、お客さまの保健医療等の機微（センシティブ）情報を取得する場合があります。

### (2) 利用目的について

保険契約者は、本保険契約の運営において入手する個人情報を、本保険契約の事務手続きのために利用します。また本保険契約の加入諾否結果をローンのお借入れに際し利用することがあります。保険会社は、お客さまの個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて、利用いたします。

- ①各種保険のお引受・ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ②保険会社からの関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④各種イベント、キャンペーンおよびセミナー等に関する案内
- ⑤市場調査、データ分析およびアンケート等の実施
- ⑥その他保険に関連・付随する業務

### (3) 機微（センシティブ）情報の取得、利用について

保険会社は、保健医療情報などの機微（センシティブ）情報を業務上必要な範囲でのみ取得し、利用いたします。なお、病歴や健康診断の結果等に関する情報は、個人情報の保護に関する法律に定める要配慮個人情報として、関連法令や金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に従って適切に取り扱います。

### (4) 再保険引受け会社への個人情報提供について

保険会社は、引受けリスクを適切に分散するために再保険（再々保険を含む）を行うことがあります。再保険引受け会社において当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金等支払いに利用するために、被保険者の氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および、健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険引受け会社に提供することができます。

### (5) 保険会社からの個人情報提供について

保険会社は、加入諾否結果等、保険契約の運営に必要な情報を保険契約者に提供します。

### (6) 個人情報の継続利用について

今後、借入金額および借入期間等、お客さまの個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

また、引受け保険会社は、今後、変更される場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受け保険会社に提供されます。

### (7) 保険会社におけるお客さまの個人情報の取り扱いの詳細について

SBI 生命および SBI グループにおけるお客さまの個人情報の利用、管理およびそれらの目的等、取り扱い、ならびに共同利用についての詳細は、ホームページ <https://www.sbilife.co.jp/corporate/compliance/privacy.html> にてご確認いただけます。

### (8) 個人情報取扱事業者の住所、名称、代表者

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー  
SBI 生命保険株式会社  
代表取締役社長 小野 尚

## MEMO